

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 22 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第 2600001 号
厚生局事案番号 : 四国(国)第 2600003 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていることについて、訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする令和 8 年 1 月 20 日付けの通知を受け取った。

前述の通知では、平成元年 3 月に、被保険者資格取得年月日を遡って昭和 61 年 4 月 1 日として強制加入被保険者資格取得の手続を行ったとする間違った推認を基に判断されているが、私は、同年 3 月頃に、同年 4 月から請求期間当時の氏名として国民年金を再スタートさせたい旨を A 市役所へ行き伝えた。

また、昭和 61 年以降何年間かは年金台帳は紙台帳で、手書きからマイクロフィルム化などへ B 県は昭和 63 年度に移行されており、昭和 61 年 4 月からの紙台帳を移行する手続の時、紛失やシュレッダーなど何らかの要因により抜け落ちがあり、人が行う紙台帳からの移行手続にミスがあったと認めるのが最も自然なことである。

同居の前夫が納付済みと記録されて、私は未納と記録されていることに承服できず、前回の訂正請求においては提出していなかった、昭和 61 年当時書いたメモを提出するので、調査の上、請求期間を国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、前夫との婚姻を契機に昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金に加入し、国民年金保険料を前夫の保険料と一緒に納付したにもかかわらず、前夫は納付済みと記録されているものの、請求者は未納と記録されているのは納付できないとして訂正請求を行ったが、既に令和 8 年 1 月 20 日付けで、年金記録の訂正は認められないとする四国厚生支局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、i) 昭和 61 年 3 月頃に A 市役所へ行き、同年 4 月から前夫との婚姻後の氏名である請求期間当時の氏名として国民年金を再スタートさせたい旨伝えたこと、ii) 昭和 61 年 4 月からの手書きの紙台帳からマイクロフィルム化への移行手続の際に、何らかの要因により記録の抜け落ちがあったこと、iii) 昭和 61 年

当時に書いたメモには、前夫と同時に国民年金を再スタートさせることが記載されていることから、請求期間について、前夫だけが納付済みで請求者が未納とされていることは承服できない旨主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、請求者が昭和56年8月3日に任意加入被保険者資格を取得し、昭和59年4月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できること、並びに請求者に係る昭和61年4月1日の強制加入被保険者資格取得について、被保険者名簿に記載された電算システムへの登録年月（平成元年3月）及びオンライン記録の資格処理日（平成元年4月6日）により、請求者が、平成元年3月に、被保険者資格取得年月日を遡って昭和61年4月1日として強制加入被保険者資格を取得する手続きを行っていることが推認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間当時の氏名への氏名変更年月日は、請求者に係る昭和61年4月1日の国民年金被保険者資格取得に係る資格処理日と同じ平成元年4月6日であることが確認できる上、請求者が主張するように、昭和61年3月頃に国民年金被保険者資格を取得する手続きを行った場合について、C年金事務所は、「請求者の強制加入被保険者資格取得日は、請求期間に最も近い、厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和60年9月1日であったと思われる。」旨回答していることから、請求者が、昭和61年3月頃にA市役所へ行き、同年4月から国民年金を再スタートさせたい旨伝えたとは考え難い。

さらに、請求者が主張する昭和61年4月からの手書きの紙台帳からマイクロフィルム化への移行手続きに関することについて、C年金事務所は、「請求者の昭和61年4月1日被保険者資格取得の資格処理日は、国民年金の記録がオンライン管理となった昭和60年以降の平成元年4月6日であることから、請求期間の記録はオンライン登録され管理されているため、手書きの紙台帳からマイクロフィルム化への対象とはなっておらず、移行手続きミスは起こり得ないと思われる。」旨回答している。

加えて、請求者から提出された昭和61年当時に書いたとするメモについては、その内容をもって、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。